

令和 7 年 8 月

事業者の皆さんへ

公益社団法人大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部

衛生推進者養成講習 受講のご案内

平素は、当協会の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 12 条の 2 により、別紙（1）に例示した業種で、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場については、衛生推進者養成講習修了等の資格を有する者の中から

「衛生推進者」を選任しなければなりません。

当会では、安全衛生推進者等養成講習登録機関として、標記の講習を下記の通り開催いたしますので、是非ご受講の上、資格を取得されますようご案内申し上げます。

なお、貴事業場の支店・営業所等関連事業場にもご連絡いただければ幸いです。

記

- 1 日 時 令和 7 年 10 月 3 日（金） 10:00～16:30（受付開始 9:30～）
- 2 場 所 関西労働衛生ビル 4 階 講習室 大阪市中央区常盤町 2-1-12 ※別紙地図参照
※受講者用駐車場・駐輪場はございません！公共交通機関でお越し下さい。
- 3 受講料 12,100 円 【講習料 テキスト代（税込）】
テキストの改訂によりテキスト代が変わった場合、受講料金も変更となります。
※申込手続き終了後は、受講料金は返金いたしませんので、ご了承下さい。
- 4 写 真 3.0cm×2.4cm（申請前 6 ヶ月以内に撮影した上三分身・無背景・正面脱帽の写真）
※上記および別紙（写真添付上の注意事項）の規定に満たない場合は、
再度ご提出いただく場合がございます。
- 5 申込手順
 - ① 5 申込手順 受講申込書にご記入の上、FAX または Email（添付ファイル）にて送信してください。
【FAX:072-846-5414/Email:jimukyoku@kork.or.jp】
※FAX または Email での申込時には顔写真なしでも受付します。
 - ② 受講申込書（原本※要写真添付）を当協会支部にご郵送ください。
【〒573-0023 枚方市東田宮 1-6-4 TEL:072-846-2173】
 - ③ 受講料を下記口座にお振込み下さい。
【りそな銀行 枚方支店 普通預金 6114466
公益社団法人大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部】
※振込手数料は申込者にてご負担願います。
※手続きは講習日の 1 週間前までにお願いします。
 - ④ 上記、① ② ③を確認しましたら受講票・領収書等を送付します。
- 6 申込締切 講習日の 1 週間前または満席（定員 20 名）になり次第、締め切らせていただきます。
なお、お申込の時点で満席の場合は、FAX またはお電話にて不可の旨、連絡いたします。
※ご受講枠が確保できました場合は、連絡いたしません。
- 7 修了証 受講修了者には講習終了後に「衛生推進者養成講習修了証」を交付します。

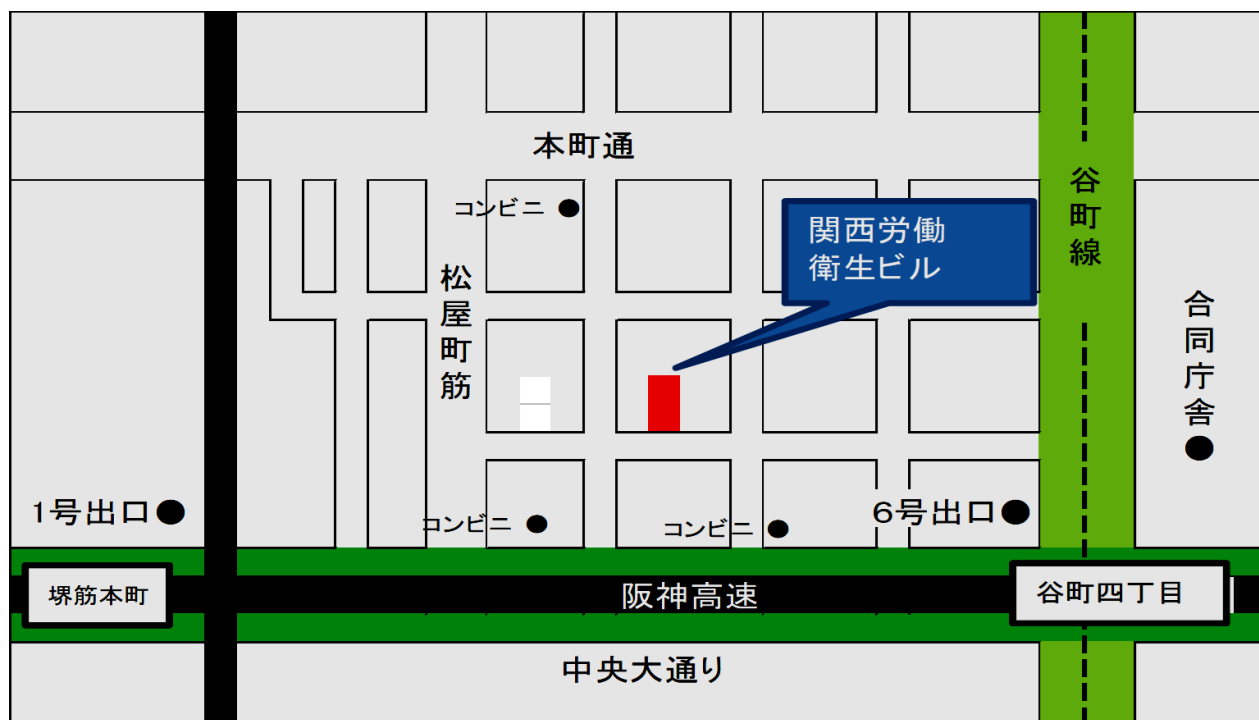
別紙 (1) 衛生推進者の選任を要する業種

販売業、証券・保険・金融業、教育施設、幼稚園、福祉施設、医療業、飲食業、郵便業、官公署、団体、公団、その他サービス業 などの
非工業的業種

(2) 衛生推進者養成講習カリキュラム

科 目	範 囲	時 間
作業環境管理及び作業管理(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等を含む。)	衛生推進者の役割と職務、作業環境測定、作業環境改善、作業方法の改善、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2
休憩		
健康の保持増進対策	健康診断、労働衛生統計、労働生理、健康教育	1
労働衛生教育	労働衛生教育の方法	1
労働衛生関係法令	労働安全衛生法及び労働者派遣法並びにこれらに基づく命令中の関係条項	1
合 計		5

会場周辺の略図 関西労働衛生ビル 4階 講習室



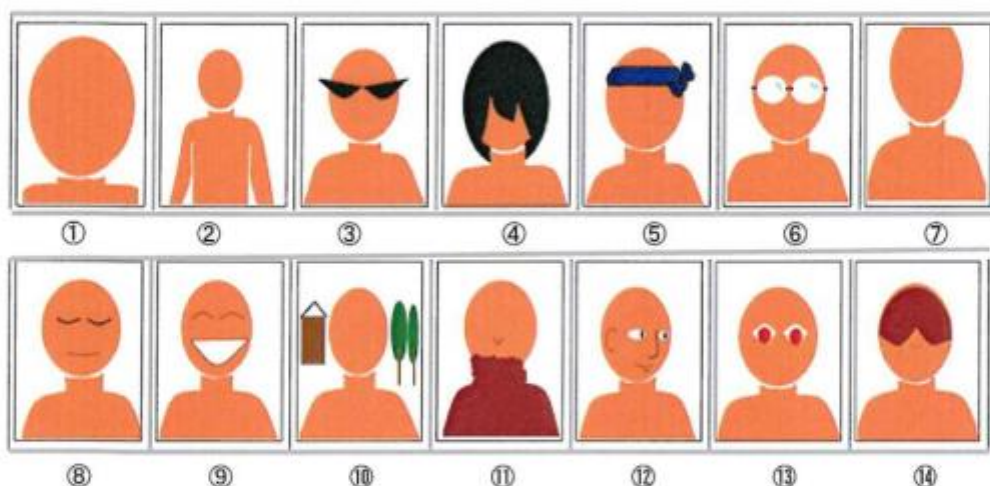
大阪メトロ(地下鉄)・谷町線・中央線 谷町四丁目駅下車(6号出口)徒歩4分
 ・堺筋線・中央線 堺筋本町駅下車(1号出口)徒歩8分

写真添付上の注意事項

- ◎サイズが30mm×24mmのもの
- ◎申請前6か月以内に撮影したもの
- ◎鮮明で変色のおそれのないもの
- ◎正面、脱帽、上三分身（胸から上）、無背景
- ◎写真全面のり付けする。
- ◎再受験の場合も貼付する。
- ◎写真が剥がれたときの紛失等防止のため、写真の裏面に氏名を書く。

※次のような写真は不適当であり、再提出をお願いする場合があります。

例) 変色や傷があり不鮮明なもの、指定の寸法や規格を満たしていないもの



- ① 顔が大きすぎるもの
- ② 顔が小さすぎるもの
- ③ 色の濃い眼鏡やサングラス等により顔の一部が隠れているもの
- ④ 髪が目にかかっているもの
- ⑤ 帽子・はちまきなどをしているもの
- ⑥ 眼鏡で反射し、目の輪郭が不鮮明なもの
- ⑦ 頭が切れているもの
- ⑧ 目を閉じているもの
- ⑨ 笑っているもの
- ⑩ 背景が無地でないもの（スナップ写真不可）
- ⑪ 衣服などで顔が隠れているもの
- ⑫ 顔が正面を向いていないもの
- ⑬ カラーコンタクトをしているもの
- ⑭ 影で顔が見えないもの

大阪中央労働基準協会支部

受講申込書に写真を貼付して、ご郵送下さい。

その際、**写真に折り目を付けない**ようにして下さい。